

富士通ゼネラルグループ税務方針

富士通ゼネラルグループは、企業理念「FUJITSU GENERAL Way」の「行動規範」に則り、事業活動を行っている各国の税法などの法令に基づいて納税義務等を適正に履行することは、企業が果たすべき基本的かつ重要な社会的責任と認識し、その実行に努めております。

1. 税務ガバナンス体制

富士通ゼネラルグループは、財務経理担当役員の責任のもと、当社財務経理部門がグループ全体における税務に係る事象を統括し、関係部署およびグループ各社と密接な連携を図り、税務上の様々な課題への対応を行います。

2. 法令遵守

富士通ゼネラルグループは、各国における税法等の立法趣旨を適切に理解し、それらの法規等に則り、適正な税務申告および納税を行います。

また、法制度の枠組みおよび法規等の文面だけでなく、その背景にある立法精神を尊重してまいります。

3. 税務リスクへの対応

富士通ゼネラルグループでは、企業価値向上のために税務リスクの最小化に努めます。税務上の取扱いが不明確な事案が発生した場合は、経験豊富な顧問税理士及び外部の専門家へ相談するなど、リスク軽減に努めます。また、必要に応じて税務当局への事前確認制度などを利用します。

4. 移転価格税制への対応

富士通ゼネラルグループは、移転価格税制の重要性を認識し、関係会社間取引においてはOECD 移転価格ガイドラインに従った独立企業間価格に基づいて取引を実行し、各関係会社の負担すべき事業リスクおよび保有している機能・資産に応じた適正な納税を行います。

5. 租税回避

富士通ゼネラルグループは、事業目的に沿わない意図的な租税回避行為およびタックスヘイブンを利用した濫用的な税務プランニングは行いません。

6. 税務当局との関係

富士通ゼネラルグループは、税務当局からの問い合わせや情報開示要請に誠実に対応することで、税務当局と良好な関係の構築・維持に努めます。税務当局との意見の相違が生じた場合、建設的なコミュニケーションにより、その解消に努めます。

また、過去に税務当局から指導を受けた項目については、改善措置を講じ、再発を防止しています。

(2024年3月22日 制定)